

◎新潟県告示第1107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年8月31日新潟県告示第1700号）を次のとおり解除する。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中条八幡地区	十日町市中条八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治中町地区	十日町市川治中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(2)地区	十日町市川治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町地区	十日町市川治上町第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江道(2)地区	十日町市江道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田川(3)地区	十日町市田川町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）